

為替取引に関する説明書

お取引にあたっては、本説明書を十分ご理解いただき、記載された事項をご承諾のうえ、お客さま自身の判断と責任において行っていただくようお願いいたします。

■ SBI 証券の為替取引について

① 取扱い通貨	② 適用為替レート提示時間・約定時間	③ 為替 スプレッド	④ 上乗せ レート	⑤ 取引単位	⑥ 受渡日	⑦ 受渡し不可日
米ドル (USD)	毎営業日 1 日 2 回 (10:00、14:30)	0.25 円	2.00 円	10 米ドル以上 0.01 米ドル単位	翌国内 営業日	米国の銀行の休業日
香港ドル (HKD)	毎営業日 1 日 1 回 (10:00)	0.15 円	0.50 円	100 香港ドル以上 0.01 香港ドル単位	翌国内 営業日	香港の銀行の休業日
韓国ウォン (KRW)	毎営業日 (※1) 1 日 1 回 (10:30)	0.20 円 (※2)	0.80 円 (※2)	10,000 韓国ウォン以上 1 韓国ウォン単位	翌国内 営業日	韓国の銀行の休業日
ユーロ (EUR)	毎営業日 1 日 2 回 (10:00、15:00)	0.80 円	2.50 円	10 ユーロ以上 0.01 ユーロ単位	翌々国内 営業日	米国、ユーロ圏の銀行の 休業日
オーストラリアドル (AUD)	毎営業日 1 日 2 回 (10:00、15:00)	1.00 円	2.00 円	10 豪ドル以上 0.01 豪ドル単位	翌国内 営業日	米国、オーストラリアの 銀行の休業日
ニュージーランド ドル (NZD)	毎営業日 1 日 2 回 (10:00、15:00)	1.00 円	1.50 円	10NZ ドル以上 0.01 NZ ドル単位	翌国内 営業日	米国、ニュージーランド の銀行の休業日
カナダドル (CAD)	毎営業日 1 日 2 回 (10:00、15:00)	0.80 円	2.00 円	10 カナダドル以上 0.01 カナダドル単位	翌国内 営業日	米国、カナダの銀行の休 業日
南アフリカランド (ZAR)	毎営業日 1 日 2 回 (10:00、14:30)	0.30 円	0.30 円	10 南アランド以上 0.01 南アランド単位	翌々国内 営業日	米国、南アフリカ共和国 の銀行の休業日
メキシコペソ (MXN)	毎営業日 1 日 2 回 (10:00、14:30)	0.30 円	0.20 円	100 メキシコペソ以上 0.01 メキシコペソ単位	翌々国内 営業日	米国、メキシコの銀行の 休業日
トルコリラ (TRY)	毎営業日 1 日 2 回 (10:00、14:30)	1.00 円	1.50 円	10 トルコリラ以上 0.01 トルコリラ単位	翌々国内 営業日	米国、トルコ共和国の銀 行の休業日
ロシアルーブル (RUB)	毎営業日 1 日 2 回 (10:30、15:00)	0.08 円	0.10 円	100 ロシアルーブル以上 0.01 ロシアルーブル単位	翌々国内 営業日	米国、ロシアの銀行の休 業日
ベトナムドン (VND)	毎営業日 (※1) 1 日 1 回 (11:00)	2.00 円 (※2)	4.00 円 (※2)	10,000 ベトナムドン以上 1 ベトナムドン単位	翌国内 営業日	ベトナムの銀行の休業日
インドネシアルピ ア (IDR)	毎営業日 (※1) 1 日 1 回 (11:00)	0.03 円 (※2)	0.02 円 (※2)	100,000 インドネシアルピ ア以上 1 インドネシアルピ ア単位	翌国内 営業日	インドネシアの銀行の休 業日
シンガポールドル (SGD)	毎営業日 1 日 1 回 (9:30)	0.83 円	2.10 円	100 シンガポールドル以上 0.01 シンガポールドル単位	翌国内 営業日	米国、シンガポールの銀 行の休業日
タイバーツ (THB)	毎営業日 1 日 1 回 (11:30)	0.08 円	0.08 円	100 タイバーツ以上 0.01 タイバーツ単位	翌国内 営業日	米国、タイの銀行の休業 日
マレーシアリング ット (MYR)	毎営業日 (※1) 1 日 1 回 (10:00)	0.43 円	0.90 円	100 マレーシアリング ット以上 0.01 マレーシア リングット単位	翌国内 営業日	米国、マレーシアの銀行 の休業
中国人民元 (CNH)	毎営業日 1 日 2 回 (10:00、15:00)	0.20 円	0.30 円	100 中国人民元以上 0.01 中国人民元単位	翌々国内 営業日	米国、中華人民共和国、 香港の銀行の休業日

※1 韓国ウォン、ベトナムドン、インドネシアルピア、マレーシアリングットは、海外市場の休場日に該当する日を除きます。

※2 韓国ウォンは 100 ウォン、ベトナムドンは 10,000 ドン、インドネシアルピアは 100 ルピア単位のスプレッド、上乗せレートです。

1. お取引方法

- (1) 当社の為替取引は、外貨建商品取引口座の開設手続き完了後、当社ウェブサイトログイン後の「為替取引」画面、もしくは、カスタマーサービスセンター、IFA サポートまたは取扱店へのお電話等にてお取引いただけます。
- (2) モバイルサイトではお取引いただけません。

2. 取扱い通貨

本説明書の 1 ページの表中『①取扱い通貨』に記載の通貨について、現物取引のみお取扱いいたします。

3. 取引受付時間

- (1) 当社ウェブサイトでは、(3)、(4) に記載の場合を除き、原則としていつでもお取引いただけます。
- (2) お電話では、(3)、(4) に記載の場合を除き、カスタマーサービスセンター、IFA サポートまたは取扱店の営業時間内にお取引いただけます。
- (3) 定期・臨時システムメンテナンス時および本説明書の 1 ページの表中『②適用為替レート提示時間・約定時間』に記載の約定時間以降 30 分間は、為替取引のご注文の受付を停止させていただきます。
- (4) 海外市場の休場日等に伴い、為替取引の約定日から受渡日までの期間が 3 国内営業日以上となる場合、原則として、為替取引のご注文の受付を停止させていただきます。

4. 適用為替レート

当社は、主要な外国為替市場における外国為替相場の外国為替銀行間の取引価格（インターバンクレート）を考慮して適正となるように決定した「適用為替レート」を、本説明書の 1 ページの表中『②適用為替レート提示時間・約定時間』に記載の時間に提示いたします。

5. 約定時間

- (1) 本説明書の 1 ページの表中『②適用為替レート提示時間・約定時間』に記載の時間に約定します。
約定日および約定時間は、「為替取引」の画面上に表示いたしますので、必ずご確認くださいませようをお願いいたします。また、お電話等で発注されるお客さまは、注文時に必ずご確認くださいませようをお願いいたします。
- (2) 買付余力には、約定時間から原則 30 分程度で反映されます。
- (3) 約定前のご注文は、取消が可能です。ただし、外貨建債券の利金または償還金の受取を円貨で指定されている場合に行われる為替取引に係る注文の取消はできません。
- (4) 為替レートは約定時間に決定するため、為替取引のご注文をいただいた時点では、確定しておりません。

6. 為替スプレッド

- (1) 各通貨の為替スプレッド（指定の無い場合は 1 通貨当たり）は、本説明書の 1 ページの表中『③為替スプレッド』に記載のとおりです。
- (2) 日本円売り外貨買いの場合は、適用為替レートに為替スプレッドを上乗せした為替レートでお取引いただけます。
- (3) 外貨売り日本円買いの場合は、適用為替レートから為替スプレッドを控除した為替レートでお取引いただけます。

- (4) 為替スプレッドは市場動向等によって変動する場合がございます。
- (5) 外国株式取引・外貨建 MMF 取引（積立取引含む）・外貨建債券取引等の円貨決済注文（買付時）に関しても、原則、当該為替スプレッドが適用されます。

7. 上乗せレート

- (1) 日本円売り外貨買いの場合は、ご注文をいただきましてから約定となるまでの間、日本円の出金可能額（出金可能額は、買付余力とは異なる場合があります。）から概算の見積金額を拘束させていただきます。概算の見積金額は、直前の約定レート（適用為替レートに為替スプレッドを上乗せされた為替レート）に一定のレート（上乗せレート）を加算した仮計算用レートで計算いたします。
なお、外貨売り日本円買いの場合は、外貨の出金可能額をご注文の外貨金額分拘束させていただきます。
- (2) 上乗せレートは、本説明書の 1 ページの表中『④上乗せレート』に記載のとおりです。なお、上乗せレートは、為替の変動状況などを考慮の上、当社の判断により変更することがあります。
- (3) 為替相場が大きく動いた場合、実際の約定金額が概算の見積金額を上回り、かつ、日本円の出金可能額が不足した場合、為替取引のご注文は約定となりませんのでご注意ください。なお、実際の約定金額が概算の見積金額を上回った場合でも、実際の約定金額分の日本円の出金可能額がある場合には、為替取引のご注文は約定となります。

8. 取引単位

- (1) 外貨の金額指定にて、1 ページの表中『⑤取引単位』に記載の単位でご注文を受け付けいたします。
- (2) ただし、以下のいずれかに該当する場合には、この取引単位を適用いたしません。
 - ・「外貨売り円買い」のご注文において、お預り金金額をご指定の場合
 - ・外貨建債券の利金または償還金の受取を円貨で指定されている場合に行われる為替取引に係るご注文

9. 受渡日

- (1) 各通貨の受渡日は、本説明書の 1 ページの表中『⑥受渡日』に記載のとおりです。
- (2) 受渡日となる国内営業日が 1 ページの表中『⑦受渡不可日』、指定銀行において当社と指定銀行間で為替の決済ができない日、または為替の決済が困難であることが想定される日に該当する場合には、その翌国内営業日とします。
- (3) 受渡日は、「為替取引」の画面上に表示いたしますので、必ずご確認くださいますようお願いいたします。また、お電話等で発注されるお客さまは、注文時に必ずご確認くださいますようお願いいたします。

10. ご注意事項

- (1) 信用取引新規建または返済等によって必要保証金が増加したことや現物取引の日計り取引を行ったこと等により、約定金額確定時における出金可能額が減少した場合、日本円のお預り残高が不足することとなり、原則として為替取引が約定となりませんのでご注意ください。
- (2) 外貨の残高（預り金）には金利がつきません。

- (3) 為替取引は、当社で取り扱っております外国為替保証金取引とは異なります。
- (4) 為替相場の変動により損失を被ることがあります。

11. 税金

- (1) 為替取引で発生する利益は、個人の場合、雑所得（またはその他の所得）として総合課税の対象と考えられますが、詳細につきましては、所轄の税務署等にお問い合わせください。
- (2) 為替取引の際に支払調書は、作成されません。

12. 為替取引に関する説明書（本説明書）の変更

- (1) 本説明書は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときには変更されることがあります。
- (2) 変更の内容が、お客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その内容をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更にご同意いただいたものとして取扱います。
- (3) (2) の通知は、お客さまの当社メッセージボックスへの連絡、またはお客さまへの郵送による連絡方法に代えることができます。
- (4) (2) の通知は、変更の内容が軽微であると判断される場合は、当社ウェブサイト上の掲示による方法に代えることができます。

(2020 年 9 月)